

○群馬県立図書館協議会設置条例

昭和二十八年四月一日条例第二十号

改正

昭和三二年 八月 一日条例第三九号

昭和三九年 三月三十一日条例第三〇号

平成 五年 三月一六日条例第三号

平成一一年一二月二二日条例第四六号

平成二四年 三月二七日条例第四五号

群馬県立図書館協議会設置条例をここに公布する。

群馬県立図書館協議会設置条例

(設置及び職務)

第一条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十四条第一項の規定により、群馬県立図書館に群馬県立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べることができる。

(定数等)

第二条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、十人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、群馬県教育委員会が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(教育委員会規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、群馬県教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年八月一日条例第三十九号）

1 この条例は、公布の日から起算して百日をこえない期間内において知事が規則で定める日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。ただし、旅費に関する改正後のそれぞれの規定は、第一条により改正された滞在旅費及び委員会出席当日の日当に関する規定を除きこの条例の施行

の日以後に出発する施行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

- 2 特別職の職員が昭和三十二年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬若しくは給与又は旅費は、この条例による報酬若しくは給与又は旅費とみなす。

附 則（昭和三十九年三月三十一日条例第三十号抄）

- 1 この条例（中略）は、公布の日から（中略）施行する。ただし、（中略）昭和三十八年四月一日から（中略）適用する。

附 則（平成五年三月十六日条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十二日条例第四十六号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日条例第四十五号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。